

令和4年度

学校防災管理マニュアル

黒崎小学校

⑨地震・津波 編

本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年12月14日法律第123号)第71条第1項にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

ア 地震・津波発生時の基本対応及びその流れ(児童が在学時の津波を想定)

緊急地震速報

地震は「徳島県地震動被害想定調査」(平成17年3月)より
津波は「徳島県沿岸における津波高暫定値」(平成23年12月)

- ・緊急地震即応の内容を校内放送等で教職員、児童に連絡
- ・大きな声での確かな指示:「頭部の保護」「机の下への避難」「その場を動かない」「机の脚を持つ」

地震発生(震度〇〇を想定)

- ・大きな揺れがおさまったら、即座に津波に関する収集情報をもとに、校長が避難の判断・指示

STEP1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな声での確かな指示:「頭部の保護」「机の下への避難」「その場を動かない」「机の脚を持つ」

津波発生

第1波		最大波	
48分	0.2m	64分	6m

(里浦海岸)

一次避難場所 校舎4階
二次避難場所 宇佐八幡神社

STEP2 避難

- 津波の可能性なし
- ・あらかじめ想定した避難場所へ、即座に全校避難
 - ・大きな声での確かに指示をする。「押さない、しゃべらない、もどらない」
 - ・避難誘導、負傷者運搬等

STEP3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童の安否確認
- ・負傷者の確認と応急処置

STEP4 避難した後の学校の対応

- ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・緊急を要する児童の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童の不安に対する対処
- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置等
- ・情報収集:地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡:児童及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等

STEP5 保護者への児童生徒等の引き渡し

- ・地震・津波発生時の対応について、学校と保護者間で共通理解を図っておく。
- ・対応決定後、保護者への連絡をする。
- ・大災害の場合、原則保護者に避難場所に来てもらい、引き渡す。
(大津波警報・津波警報発表時は、原則帰さない)

イ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報収集の方法	担当者
パソコンメール配信 ホームページ 掲示板	職員室 児童玄関扉	教 頭
地区名簿・学級名簿	職員室	教 頭 安全担当
保健調査用名簿	職員室	養護教諭
ラジオ	職員室 3階廊下 1階廊下	教 頭 3年担任 2年担任
テレビ	職員室・校長室	校 長
電話	職員室	事務職員
携帯電話	職員室(※水泳指導時は各自で所持)	各 職 員

ウ 地震・津波が発生した場合の避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	震度5以上 校舎損壊少ない 津波警報1メートル以上	校舎4階に避難 学校災害対策本部設置場所 4階 家庭科室
CASE 2	震度5以上 校舎損壊が大きい 津波警報1メートル以上	宇佐八幡神社 学校災害対策本部設置場所 宇佐八幡神社 (状況に応じて運動公園へ)
CASE 3	震度5以上 校舎損壊が大きい 黒崎池崩壊 津波警報1メートル以上	宇佐八幡神社 学校災害対策本部設置場所 宇佐八幡神社 (状況に応じて運動公園, 鳴門病院へ)

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品 名	保管場所	担当者
アクションカード・児童名簿	各教室	各担任
保健連絡票・家庭連絡票・引き渡しカード	職員室	教 頭
救急用具・タオル・トイレトペーパー	校長室・保健室	養護教諭
拡声器	職員室	教 頭
ラジオ	職員室 3階廊下 1階廊下	教 頭 3年担任 2年担任
非常用水(ペットボトル)	職員室	教 頭

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について整理

連絡責任者(教 頭)			
連絡先	電話	FAX	E-mail
消防署	088-685-2009		
鳴門警察署	088-685-0110		
国際警備保障	088-623-5931		
市教育委員会	088-686-8802	088-684-0633	
鳴門病院	088-683-0011		
児童クラブ	088-686-2347		
黒崎幼稚園	088-686-9478		

カ 保護者への引き渡しについて(下校判断基準)

(6) 下校の判断基準について

・下校時の安全が確保されない場合は、原則、学校に待機させる。保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等と共に学校(安全な避難場所)に留まることや避難行動を促す。(沿岸部では大津波警報・津波警報発表時は原則、帰さない。)

・下記の情報を確認し、児童生徒等の下校等について安全面を総合的に判断し決定する。

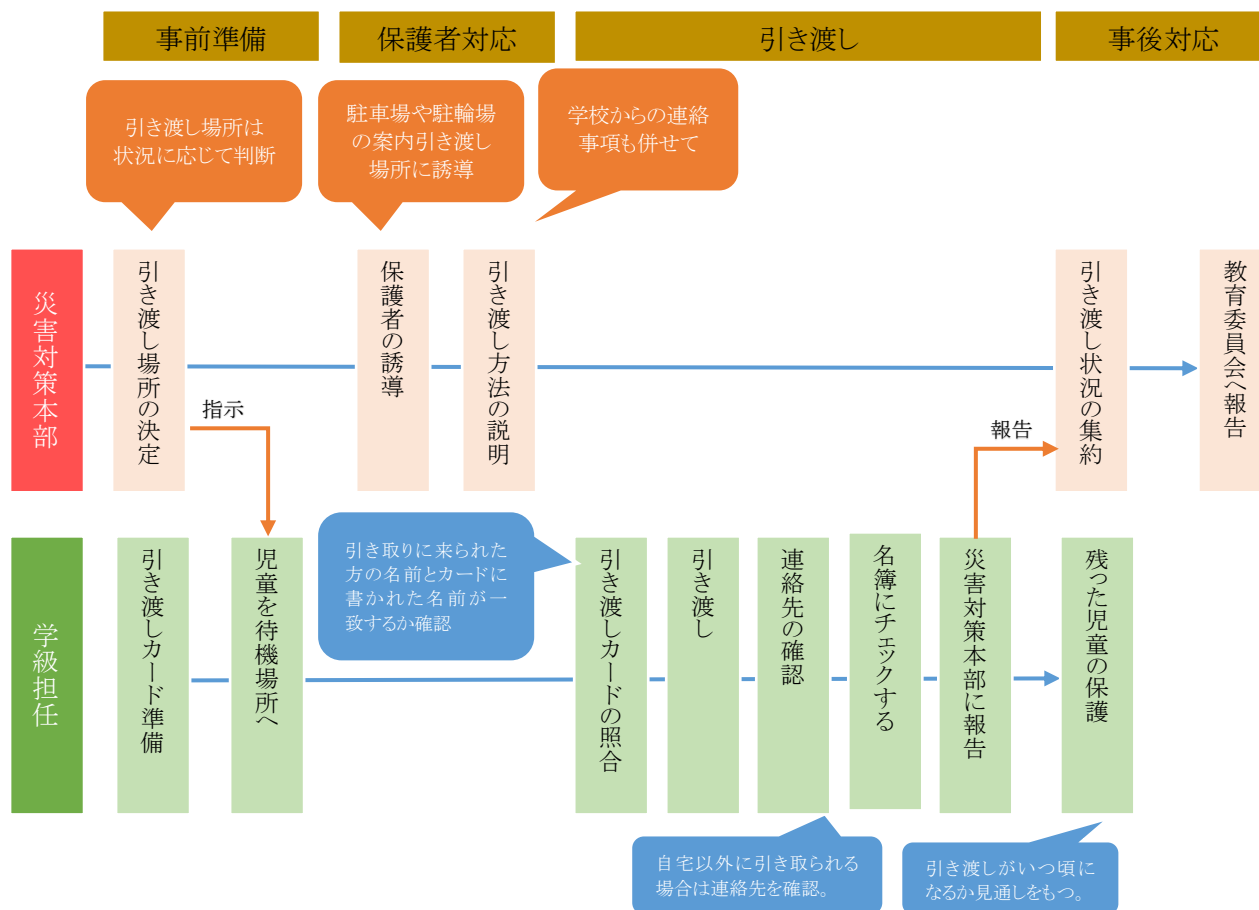
- ・津波警報・大津波警報の有無
- ・二次災害(火災・建物崩落・余震)の有無
- ・「避難勧告」「避難指示」発令の有無
- ・通学路の安全状況の確認
- ・児童生徒等の帰宅先及び帰宅後の状況(家庭で一人にならないか)
- ・児童生徒等の家庭周辺の安全状況の確認

津波が想定される地域は、
「津波警報」「大津波警報」
発表中は原則として児童
生徒等は帰さない。

(7) 保護者への児童生徒等の引き渡し((6)下校の判断基準 により安全が確認された後)

<p>教職員 (保護者連絡班)</p>	<p>・児童生徒等の保護者へ連絡をとる。(電話、電子メール、学校のホームページに掲載、地域の有線放送等にて)</p> <p>(連絡例)</p> <p>①児童生徒等は全員無事、 宇佐八幡神社 へ避難し待機中</p> <p>②大津波警報・津波警報が解除になるまで、児童生徒等は待機させる。(津波が想定される沿岸部の地域の場合)</p> <p>③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。(危険な場合は無理をしないこと)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※電話やメールが使用できないことも考えられるため、引き渡しの際の連絡方法等を事前に文書等で周知・徹底しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大災害の場合に学校から避難する際の避難場所 ・児童生徒等は、保護者と連絡がとれるまで下校させないこと <p>(連絡方法例)○電話・メール・NTT災害伝言ダイヤルにて連絡する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校のホームページに掲載する。 ○校舎の伝言板で避難状況を掲示して、知らせる。 ・保護者は、危険を冒して迎えにこないこと </div> <p>・保護者が迎えにきた場合は、(6)下校の判断基準にもとづき安全が確認されたら、引き渡しカード等を活用し、児童生徒等を保護者に引き渡す。</p> <p>同時に、翌日以降の登校に関する連絡も行う。</p> <p>(連絡例)①翌日は、〇〇時に登校してください。午前中授業とします。</p> <p>②明日は臨時休業とします。登校する日時は、後日保護者の方に連絡します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者と連絡が取れない児童は、校舎2階以上で教職員と待機させる。(解除以前には引き渡せない) ・校舎が崩壊または危険な状態の場合は、宇佐八幡神社、体育館で管理する。 ・引き渡し後の児童生徒等の安全確認をする。(電話、メール等)
-------------------------	--

□校内における引き渡しの手順



キ 児童が在校時以外の対応

○登下校時

事前指導

- ・落下物・転倒物・車等からの安全確保方法について事前指導を行う。
- ・近くの避難所【宇佐八幡神社・学校・避難ビル・その他決められた場所】へ行くことを保護者・児童へも伝えておく。

対応

- ・職員による児童への呼びかけと安全確保の実施
- ・職員による児童避難状況の確認

○学校外の諸活動時

事前指導

- ・落下物・転倒物・車等からの安全確保方法について事前指導を行う。
- ・近くの避難所【宇佐八幡神社・学校・避難ビル】へ行くことを保護者・児童へも伝えておく。
- ・周辺避難場所を事前把握しておく。

対応

- ・引率者による児童の安全確保
- ・学校への連絡(可能な時)

○在宅時

事前指導

- ・落下物・転倒物・車等からの安全確保方法について事前指導を行う。
- ・近くの避難所【宇佐八幡神社・学校・避難ビル・その他決められた場所】へ行くことを保護者・児童へも伝えておく。
- ・保護者と児童による避難場所の確認をしておく。

※本項については、津波防災地域づくりに関する法律(平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号)第 71 条項 1 項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

3 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針

(1) 学校の対応方針

情報名	学校の対応
南海トラフ地震臨時情報(調査中)	学校活動の継続と警戒対応(注意対応)の準備
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	A 1週間程度の臨時休業(週休日・休日を含む)
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	C 注意対応をとりながら, 原則として, 学校活動を継続
<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) ・国からの呼びかけ 	平常の学校活動を継続

(2) 対応A[半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性が高い場合]

タイムライン

地震発生	東海・東南海地方で地震発生(半割れ) (想定)南海トラフ内の静岡県駿河湾にて、マグニチュード8の大規模地震が発生		
数秒～数十秒	緊急地震速報 (想定)徳島県内では震度4程度を記録		
2～3分後	大津波警報・津波警報等 (想定)徳島県には3メートルを超える津波が予想される「大津波警報」が発表		
5～30分後	気象庁 臨時情報(調査中) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)	国	学校 警戒対応の準備
最短2時間後	臨時情報(巨大地震警戒) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) 「半割れケース」	国からの呼びかけ(避難等の呼びかけ) 巨大地震警戒対応 地震が発生してからでは明らかに避難が間に合わない沿岸部の住民は避難等	警戒対応の開始 臨時休業
約1日後 随時	大津波警報・津波警報解除 南海トラフ地震関連解説情報 地震活動や地殻変動の状況を随時発表		
1週間後 随時	南海トラフ地震関連解説情報 地震活動や地殻変動の状況を随時発表	国からの呼びかけ(避難等の解除, 注意する措置の呼びかけ) 巨大地震注意対応 日頃からの地震への備えを再認識(自主避難)等	注意対応の開始 学校再開
2週間後 随時	南海トラフ地震関連解説情報 地震活動や地殻変動の状況を随時発表	国からの呼びかけ(注意する措置解除) 防災対応期間終了 巨大地震発生の可能性はなくなったわけではないことに留意等	注意対応の解除 平常の学校活動

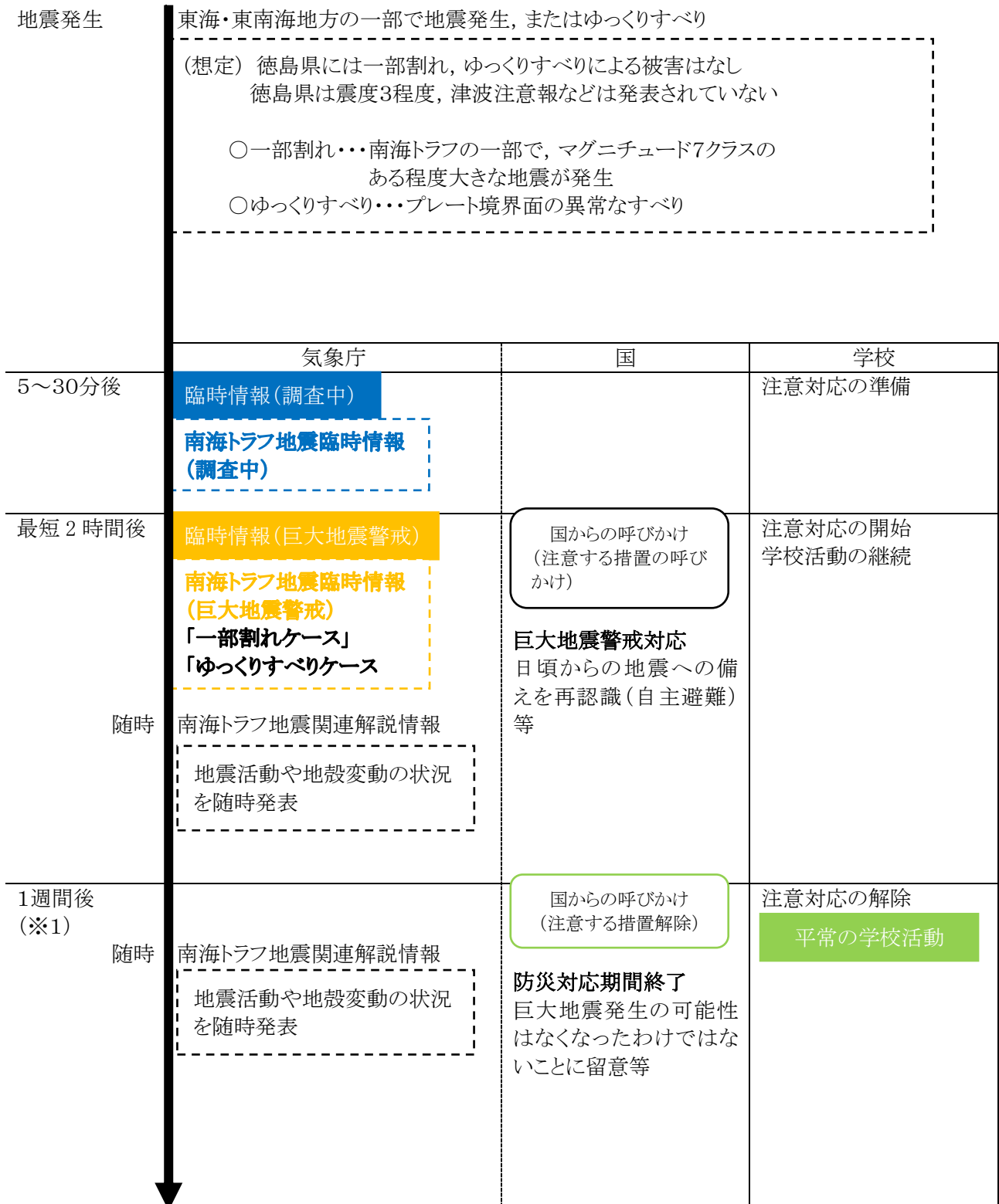
具体的対応

(注)津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報 大津波警報 津波警報 等への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応)参照 STEP1 児童の安全確保 STEP2 避難 STEP3 避難後の児童の安全確認 STEP4 避難した後の学校の対応 STEP5 保護者への児童の引き渡し	
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認	
臨時情報 (巨大地震注意) 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の教育活動継続の判断 ○児童の安全確保・安否確認 ○保護者への引き渡しと今後の対応を周知 ○児童・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の教育活動継続の判断 ○児童・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
	○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	
国からの呼びかけ (避難等の解除、注意 する措置の呼びかけ) 注意対応の開始 学校再開	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童生徒等の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童生徒等・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告	
	○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童生徒等の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

事前避難対象地域内にある学校は、臨時休業中、安全な場所への移動・避難を検討し、学校再開に備える。

(3) 対応C〔一部割れ、ゆっくりすべりの場合〕



(※1)

一部割れ・・・1週間後

ゆっくりすべり・・・すべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまで

(3) 対応C〔一部割れ、ゆっくりすべりの場合〕

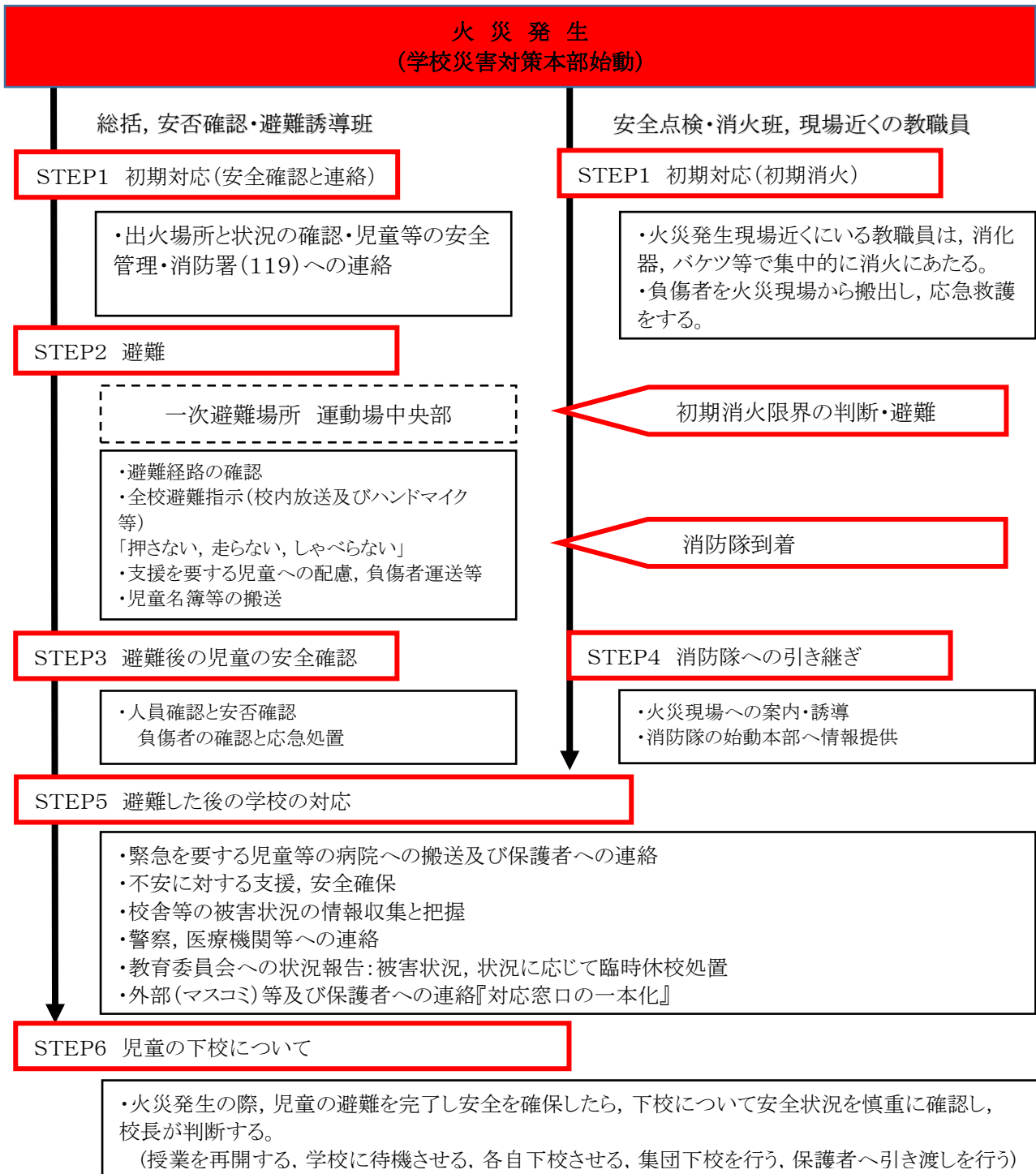
具体的対応

(注) 児童の安全確保を最優先に対応する。

	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
<p>地震発生</p> <p>臨時情報 (調査中)</p> <p>災害対応の準備</p>	<p>基本対応の確認</p> <p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○児童の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認 	<p>基本対応の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認
<p>臨時情報 (巨大地震注意)</p> <p>国からの呼びかけ (注意する措置の呼びかけ)</p> <p>注意対応の開始 学校活動の継続</p>	<p>南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動継続の判断 ○児童の安全確保・安否確認 ○保護者への今後の対応を周知 ○児童生徒等・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 <p>○注意対応をとりながら、学校活動を継続</p>	<p>関係教職員の参集・対策会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の教育活動継続の判断 ○児童・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
<p>国からの呼びかけ (注意する措置解除)</p> <p>注意対応の解除 平常の学校活動</p>	<p>○平常の学校活動の継続</p>	

⑩火災 編

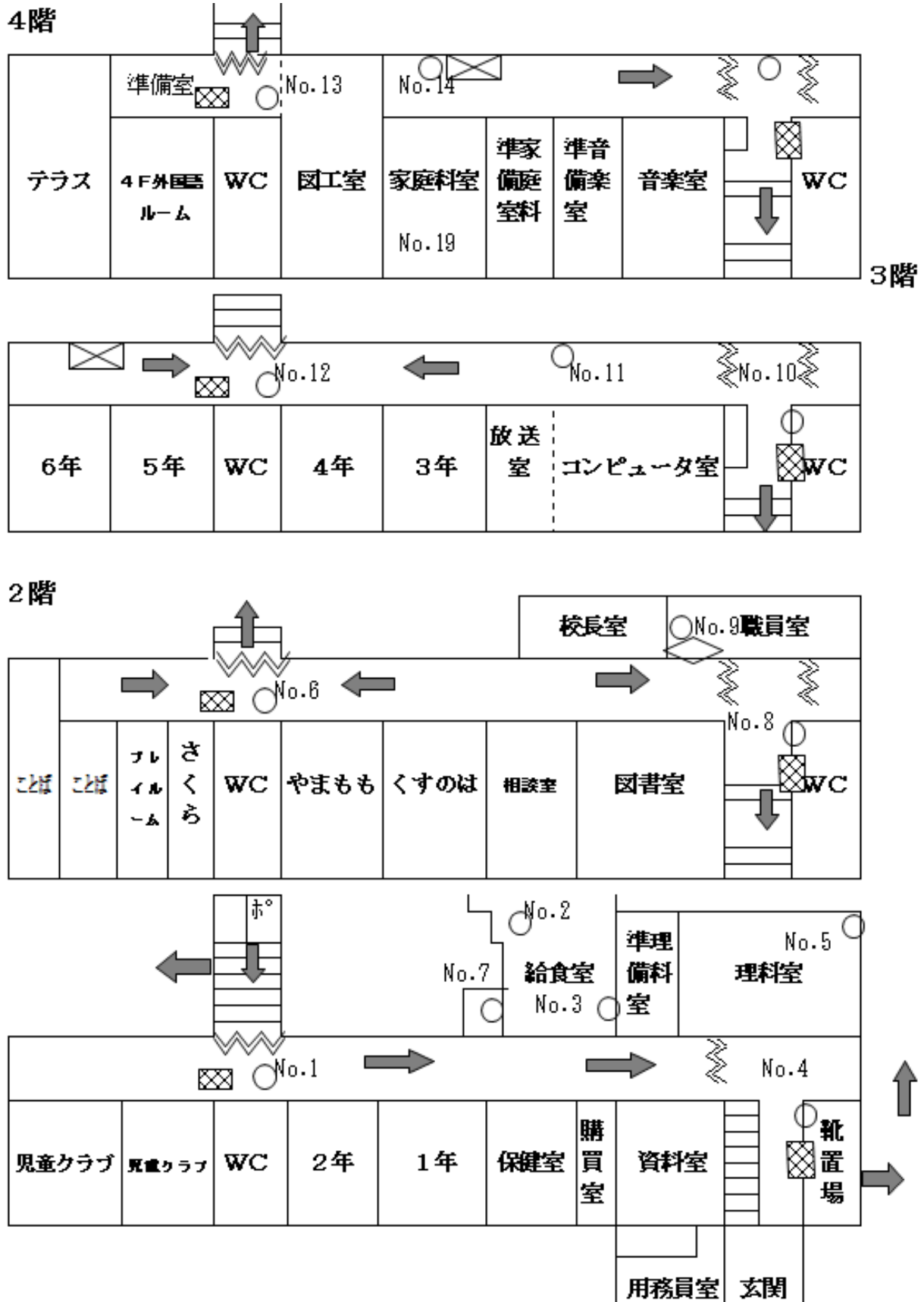
ア 火災発生時の基本対応及びその流れ(児童が在校時)

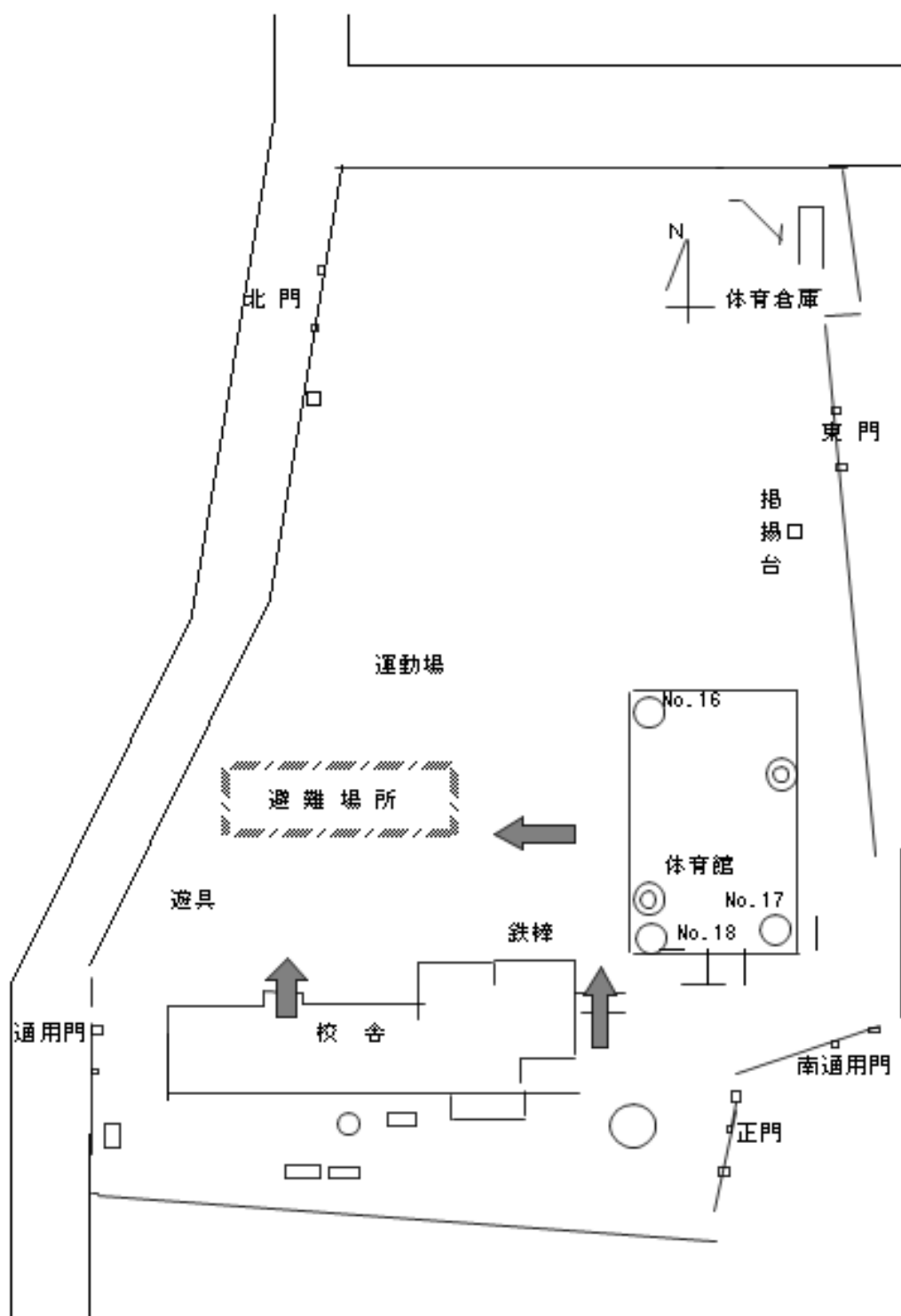


イ 火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報収集の方法	担当者
携帯電話	職員室	各 職 員
無線機	職員室(職員室と安全主任・管理職との連絡)	教 頭
インターホン	各教室と職員室	事 務 職 員

ウ 校内防火機器等配置図及び校内避難経路図(避難場所及びその判断基準)





校内防火機器等配置		消火器		防火扉
		消火栓 報知器		報知器のみ
		救助袋		火災受信機

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	校内火災	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 運動場中央部 ・避難経路 火災発生場所から離れている階段・出入り口を利用 ・学校災害対策本部設置場所 体育館・運動場 鎮火後は職員室
CASE 2	体育館火災	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 運動場中央部 ・避難経路 火災発生場所から離れている階段・出入り口を利用 ・学校災害対策本部設置場所 運動場 鎮火後は職員室
CASE 3	学校周辺火災	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 運動場中央部 校舎内・体育館 (火災発生場所から安全確保を行える場所) ・避難経路 火災発生場所から離れている出入り口を利用 ・学校災害対策本部設置場所 職員室

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所

品名	保管場所	担当者
家庭連絡票・引き渡しカード	職員室	教頭・事務担当
学校関係公簿	校長室	〃
学校関係公簿	校長室耐火金庫	〃
アクションカード(児童名簿)	各教室	各担任

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関

連絡先	連絡先電話番号等	連絡先名	連絡先電話番号等
消防署	088-685-2009	鳴門病院	088-683-0011
鳴門警察署	088-685-0110	児童クラブ	088-686-2347
国際警備保障	088-623-5931		
市教育委員会	088-686-8802 FAX 088-684-0633		

カ 火災が発生した場合の児童の下校の判断基準

(ア) 火災が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
・通常の下校	・火災鎮火及び児童下校時に危険が及ばない。
・教職員引率による集団下校	・火災の状況により、通行等に危険の予測できる場合であるが、教職員引率で安全確保が図られる。

(イ) 火災が発生した際、児童の状況等に関する情報の保護者への連絡方法

判断責任者: 校長・教頭	担当者氏名: 教務主任・安全主任
連絡方法	・保護者用メール
・手順	・電話連絡

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

- ・児童の保護者への連絡をとる。
- ・担任・教頭等教職員による保護者の確認後引き渡す。
- ・児童名簿により確認・記録を行う。

キ 児童が在校時以外の対応

学校外の活動時
・担当職員からの報告により、教頭、校長が指示を出し対応する。 ・教頭または他職員を派遣し、児童の安全確保を行う。
休日・夜間等
・教頭・校長の管理職、教務、安全担当が学校へ集合し、施設の保全管理及び指揮を行う。 ・必要に応じて校長より他の職員の勤務を命ずる。

(ア) 火災が発生した際、児童の状況等に関する情報の保護者への連絡方法

判断責任者： 校長・教頭		担当者氏名： 教務主任・担任	
連絡方法	保護者用メール		
・手順	・電話連絡		
連絡が取れない場合の対応	・連絡がとれるまで教職員による児童管理		

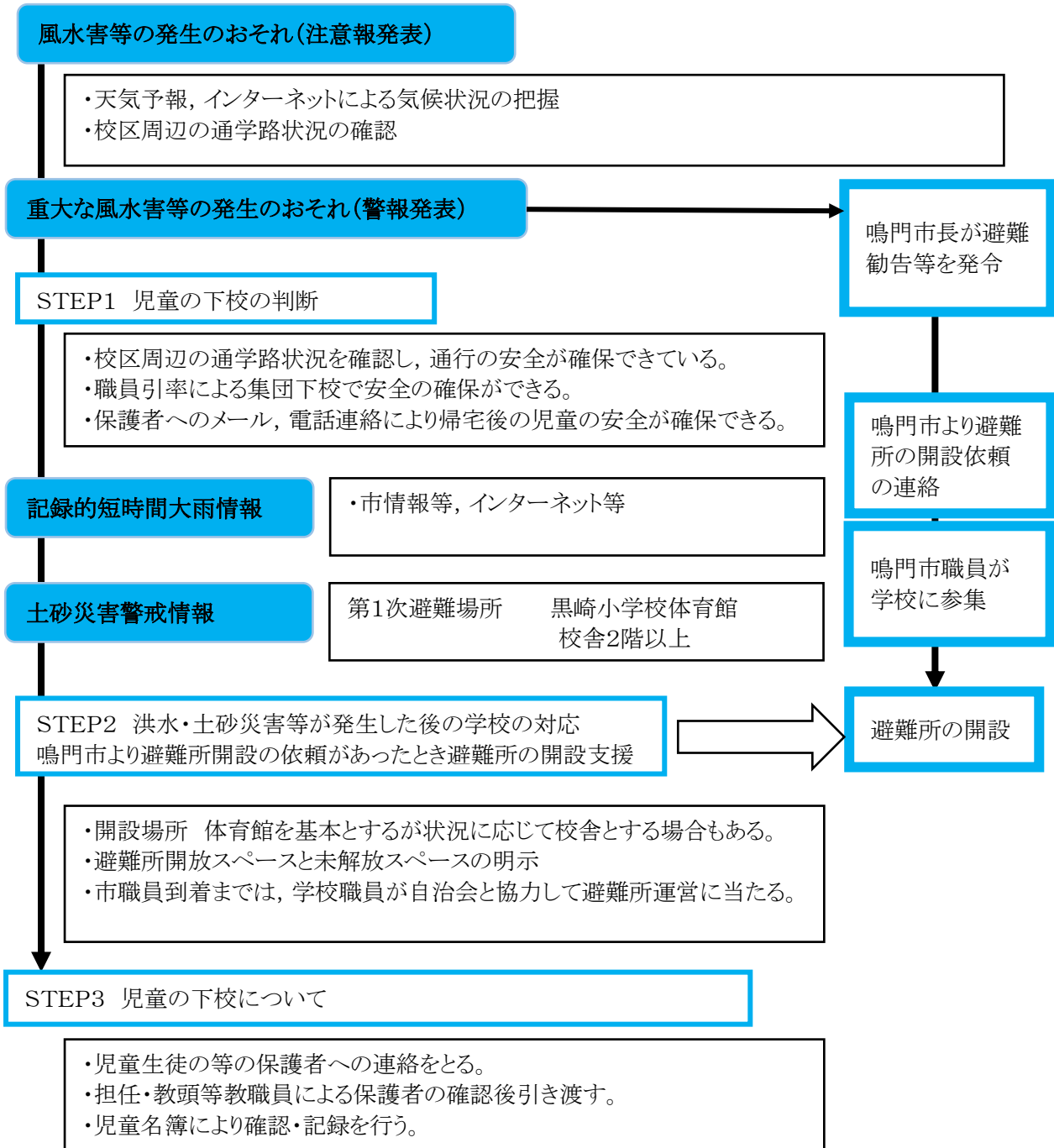
(イ) 児童の保護者への引き渡し方法

- ・児童の保護者への連絡をとる。
- ・担任・教頭等教職員による保護者の確認後引き渡す。
- ・児童名簿により確認・記録を行う。

⑪風水害 編

本項の土砂災害発生時についての内容は、土砂災害防止法第8条の2にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

ア 風水害発生時の基本対応及びその流れ(児童が在校時)



イ 風水害が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
パソコンメール配信・ホームページ	職員室	教 頭
家庭連絡票・引き渡しカード	職員室	〃
保健調査票	職員室	養護教諭
ラジオ	職員室・3階廊下・1階廊下	教頭・2年担・3年担
テレビ	職員室	教 頭
電話	職員室	事務職員
携帯電話	職員室	各職員

ウ 注意報・警報が発表された・風水害が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
CASE 1	・注意報・警報が発表され鳴門周辺に風水害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 校舎内建物 ・避難経路 校舎内階段 ・学校災害対策本部設置場所 職員室
CASE 2	・注意報・警報が発表され学校周辺に風水害が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 校舎内建物 ・避難経路 校舎内階段 ・学校災害対策本部設置場所 職員室
CASE 3	・注意報・警報が発表され学校周辺に風水害が発生し、学校周りが浸水	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所 校舎内建物 ・避難経路 校舎内階段 ・学校災害対策本部設置場所 職員室

エ 洪水・土砂災害等発生した場合、移動させる重要書類と保管場所は、地震時の非常持ち出しに準ずる。

オ 洪水・土砂災害等発生した場合、連絡が必要な機関は地震時に準ずる。

<特記事項> 本校は、土砂災害警戒区域にあたるため、避難準備情報が発表された時点で、保護者に連絡をとる。

カ 保護者への引き渡しについて

(ア) 注意報・警報等が発表された場合及び洪水・土砂災害等が発生した場合の児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
連絡方法 ・手順	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者用メール ・電話連絡
連絡が取れない場合の対応	・連絡がとれるまで教職員による自動管理

(イ) 洪水・土砂災害等が発生した場合に児童の対応に関する情報を保護者へ連絡する方法

連絡決定責任者： 校長・教頭		担当者氏名： 教務主任・担任	
連絡方法 ・手順	・児童の保護者へメール・電話・ホームページにて連絡をとる。		
連絡が取れない場合の対応	・連絡がとれるまで教職員による児童管理		

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

<ul style="list-style-type: none"> ・担任 ・教頭等教職員による保護者の確認後引き渡す。 ・児童名簿により確認・記録を行う。
--

キ 児童が在校時以外の対応

登校前	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員からの報告により，教頭，校長が指示を出し対応する。 ・メール電話連絡にて，臨時休校の処置を行う。 ・すでに登校時間になっている場合は，教頭または他職員を派遣し児童の安全確保を行う。
下校後	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭または他職員を派遣し児童の安全確保と情報収集を行う。 ・担任による児童の帰宅確認を行う。
夜間休日	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭・校長の管理職，教務，安全担当が学校へ集合し施設の保全管理及び指揮を行う。 ・必要に応じて校長より他の職員の勤務を命ずる。

⑫河川はん濫 編

本項については、水防法第15条の3第1項にて作成を義務づけられている避難確保計画に該当するものである。

1 注意体制

【吉野川】 吉野川はん濫注意情報(洪水注意報)が発表されている場合

※ 池田ダムの放流量(毎秒1万トンを超える放流)に注意する。

STEP1 児童生徒等の下校の判断

管理職

・授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合
通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。
(児童生徒等を下校させる ・ 児童生徒等を学校に待機させる)

教職員

・総括は、テレビ、ラジオ、インターネット(気象庁レーダーナウキャスト、
川の防災情報)等で最新の情報を収集する。

※ 新池川については、現在の想定では浸水区域に該当する学校・園はないが、第一幼・

2 警戒体制

【吉野川】 吉野川はん濫警戒情報(洪水警報)が発表されている場合

※ 池田ダムの放流量(毎秒1万トンを超える放流)に注意する。

STEP2 児童生徒等の避難の判断

避難場所 校舎3階以上

管理職

・避難経路の安全確認をしながら、避難を開始する。
・避難経路の安全確認ができない場合や校内を避難場所としている場合、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる
・避難した場合は、市教育委員会へ連絡する。

教職員

・対策本部は、各業務分担に応じて対応する。

※ 吉野川については、吉野川左岸の越水・破堤から本市の浸水までに時間があるため、警戒体制の段階では避難を開始せず、非常体制になった段階で避難を行う。

3 非常体制

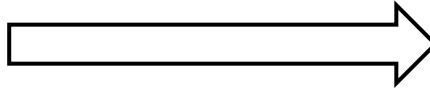
【吉野川】 鳴門市より避難指示(緊急)が発令された場合

※ 池田ダムの放流量(毎秒1万トンを超える放流)に注意する。

STEP3 避難後の安全確保

教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の安全確認 ・地域住民が避難してきた際の誘導（災害対策本部に連絡・指示を受ける。）
------------	--

STEP 4 避難後の学校の対応



避難所の開設

教職員	・鳴門市より避難所開設の依頼があったときは、避難所の開設支援にあたる。
------------	-------------------------------------

<p>〈校内の安全管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の被害状況等の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。 ・情報収集：河川の情報収集，雨雲の規模と今後の動き，洪水，高潮，土砂災害等の二次災害の危険性の情報を把握する。 	
--	--

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡しについて

管理職	<ul style="list-style-type: none"> ・河川のはん濫等で帰宅することができない児童生徒等を学校内で待機させている場合や避難場所に避難した場合の対応については，洪水が収まり，各種警報等も解除され，通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で，校長が判断する。 <p>（ 学校，避難場所で継続して待機させる ・ 保護者へ引き渡す ）</p>
------------	---

■情報収集

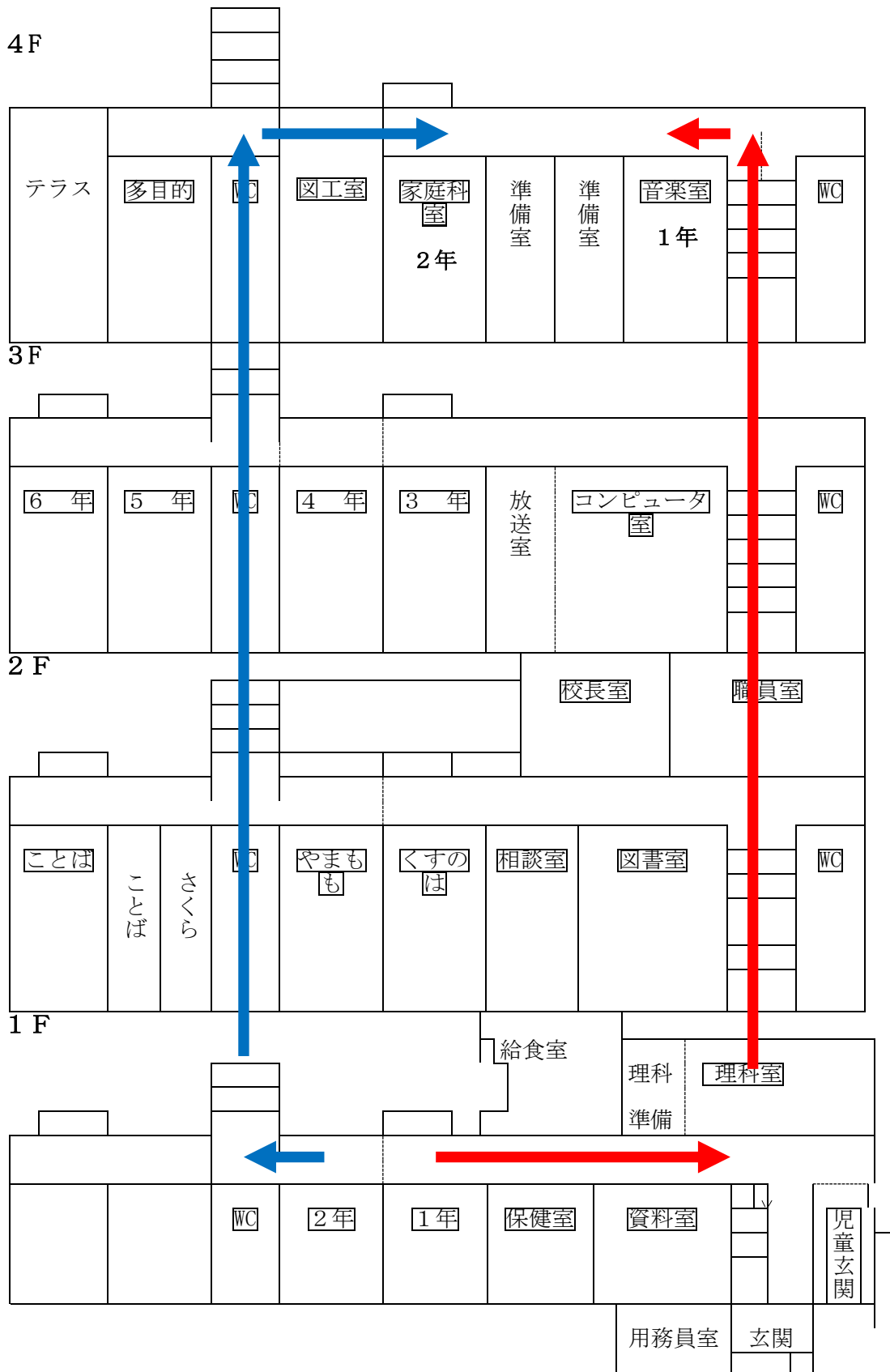
収集する情報	収集方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報 	テレビ，ラジオ，電話 インターネット <ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/tokushima/ ・ 気象庁レーダーナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位到達情報 ・ 洪水予報 	インターネット <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省「川の防災情報」（国管理河川＝吉野川，旧吉野川） http://www.river.go.jp/ ・ 徳島県県土防災情報管理システム（県管理河川＝新池川） http://www1.road.pref.tokushima.jp/ ・ 気象庁 指定河川洪水予報（吉野川の洪水予報） http://www.jma.go.jp/jp/flood/ すだちくんメール
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川洪水浸水区域，浸水深 	インターネット <ul style="list-style-type: none"> ・ 国交省徳島河川国道事務所 吉野川水系吉野川，旧吉野川・今切川洪水浸水想定区域図 http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sinsui/top_index.html
<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示 	市公式ウェブサイト，市公式ツイッター，鳴門市しらせ隊，防災無線 テレビ鳴門データ放送，広報車両 など

■安全に避難するための備え

項目	準備物
情報収集・伝達	ラジオ，タブレット，携帯電話，拡声器
避難誘導	名簿，携帯電話，懐中電灯，拡声器 一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具

注意報・警報等が発表された・洪水等が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

	判断基準	避難場所・避難経路・判断基準等
1 注意 体制	<p>○吉野川 <u>はん濫注意情報（洪水注意報）</u> ↓</p> <p>○状況に応じて児童生徒等を下校させる。 ○児童生徒等を学校に待機させる。</p>	<p>児童生徒等を下校させる場合の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業を継続すれば、児童生徒等の下校が不可能になる状況と判断される場合 ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
2 警 戒 体 制	<p>○吉野川 <u>はん濫警戒情報（洪水警報）</u> ↓</p> <p>○避難させる。 ○避難経路の安全確認ができない場合や校内を避難場所としている場合、児童生徒等を校舎内の高所へ避難させる。 ○吉野川については、原則この段階では避難を開始せず、非常体制になった段階で避難を行う。</p>	<p>児童生徒等を避難させる場合の判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の状態が落ち着いている。 ・避難経路の安全が確保されている。
3 非 常 体 制	<p>○吉野川 <u>避難指示（緊急）発令</u> ↓</p> <p>○避難場所での安全確保</p>	<p>避難場所への避難（校舎内避難の場合の記入例）</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>1 避難場所 校舎4Fの指定教室</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2 避難経路経路</p> <p>※下記に記載</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>3 避難場所の割り振り 校舎4F 音楽室:1年, 家庭科室:2年 図工室:地域の方 校舎3F 各教室:3年～6年 (くすのは・やまもも・さくら児童は交流学級へ)</p> </div>



⑬弾道ミサイル 編

弾道ミサイル発射の対応（基本対応及びその流れ）

Jアラートによる緊急情報が伝達された場合

○国民保護ポータルサイトで示されている次の行動をとるよう、児童に啓発する。

【屋外にいる場合】

できる限り頑丈な建物に避難する。（校舎、体育館）

【建物が無い場合】

物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

【屋内にいる場合】

窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

